

航空自衛隊訓令第2号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第19条の規定に基づき、航空自衛官の部隊章に関する訓令を次のように定める。

昭和37年2月20日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

航空自衛官の部隊章に関する訓令

改正 昭和37年9月25日空自訓第11号
昭和40年1月29日庁訓第4号
昭和45年9月22日空自訓第2号
昭和48年10月16日空自訓第59号
昭和49年5月16日空自訓第30号
昭和51年9月16日空自訓第20号
昭和56年2月10日庁訓第1号
平成元年3月15日空自訓第9号
平成18年3月27日空自訓第19号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成22年6月30日省訓第29号
平成29年6月23日省訓第39号

（趣旨）

第1条 この訓令は、航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生の部隊章の制式及び着用について定めるものとする。

（制式）

第2条 部隊章の制式は、別表第1のとおりとする。

2 部隊章には、その中央に航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生の所属部隊等を示す標識を付すものとする。

3 前項の標識は、別表第2のとおりとする。

（着用法）

第3条 部隊章の着用区分及び着用要領は、航空自衛官にあつては自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の、航空自衛隊の自衛官候補生にあつては自衛官候補生の制服等の着用及び自衛官候補生き章の制式等に関する訓令（平成22年防衛省訓令第28号）の定めるところによる。

（委任規定）

第4条 この訓令に定めるもののほか、部隊章に関し必要な事項は、航空幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年9月25日航空自衛隊訓令第11号）

この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和40年1月29日防衛庁訓令第4号）（抄）

1 この訓令は、昭和40年1月29日から施行する。

附 則（昭和45年9月22日航空自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊訓令第59号）

1 この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

- 2 南西航空混成団に所属する航空自衛官の部隊章に付ける標識の台地の色は、この訓令による改正後の別表第2の規定による標識が貸与されるまでの間は、同表の規定にかかわらず水色とする。

附 則（昭和49年5月16日航空自衛隊訓令第30号）

この訓令は、昭和49年5月16日から施行する。

附 則（昭和51年9月16日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月10日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。〔ただし書略〕

附 則（平成元年3月15日航空自衛隊訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成元年3月16日から施行する。
- 2 改正前の別表第2の規定による部隊章に付する標識については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成18年3月27日航空自衛隊訓令第19号）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 改正前の別表第1（女子である航空自衛官が着用すべきもの）の規定による部隊章については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成22年6月30日防衛省訓令第29号）（抄）

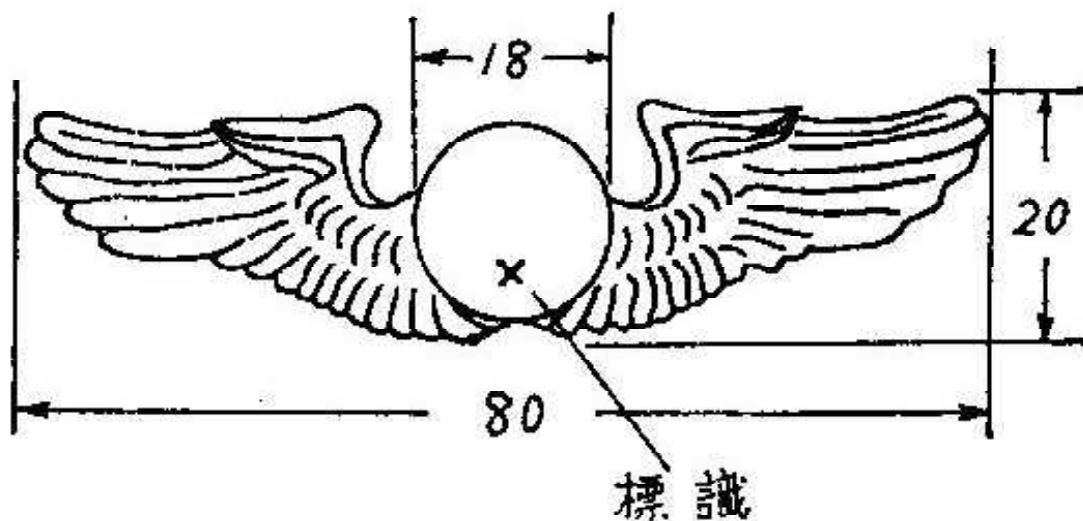
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日防衛省訓令第39号）（抄）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)



備考1 銀色金属製とする。(ただし、第2種夏服上衣又は第3種夏服上衣を着用する時には、紺青色の布製台地に合成樹脂製で金属を模したものとすることができる。)

2 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

別表第2 (第2条関係)

部 隊 等 別	台地の色	形 状
航空総隊 (航空方面隊を除く。)	紺 青 色	図第1のとおり
北部航空方面隊	空 色	
中部航空方面隊	紺 色	
西部航空方面隊	水 色	
南西航空方面隊	鮮 緑 色	
航空支援集団	群 青 色	図第2のとおり
航空教育集団並びに幹部候補生学校及び術科学校	水 紺 色	図第3のとおり
航空開発実験集団	濃 紺 色	図第4のとおり
補給本部及び補給処	赤 色	図第5のとおり
前各号以外の防衛大臣直轄部隊及び機関並びに航空幕僚監部	緑 色	図第6のとおり

図第 1



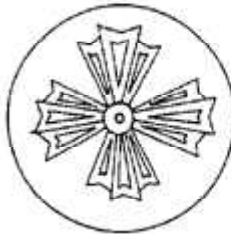
檜の穂先は銀色とし、4本の矢は金色とする。

図第 2



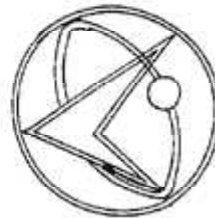
富士山の頂上は白色、すそ野は緑色とし、3本の矢は金色、桜花は白色とする。

図第 3



光線は金色とする。

図第 4



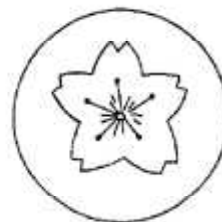
矢型及び電子球は赤色とし、矢型の線及び電子軌道は銀色とする。

図第 5



淡青のもり上げ台内に3本の銀色の衝撃波を配する。

図第 6



桜花は白色とする。